

頓原拠点複合施設使用許可申請書

飯南町長様

令和 年 月 日

申請者

住所
団体名
名前

頓原拠点複合施設を使用したく申請します。

使用年月日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
会議室1	時 分~ 時 分	和室1	時 分~ 時 分
会議室2	時 分~ 時 分	和室2	時 分~ 時 分
会議室3	時 分~ 時 分	調理室	時 分~ 時 分
会議室4	時 分~ 時 分		
使用内容			
使用予定人数	人	冷暖房	必要 ・ 不要
使用備品名			
緊急時連絡先 氏名・電話番号 (携帯電話等)	氏名 電話		
使用規則	頓原拠点複合施設の管理規則を理解し遵守します。		
備考			

-----以下記入不要-----

鍵の開閉	<input type="checkbox"/> 鍵の開閉をお願いします <input type="checkbox"/> 鍵の開閉はこちらでします	料金免除	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
------	---	------	--

設備予約	FAX	駐車場連絡	受付	合議	合議

頓原拠点複合施設管理規則

申込・使用に関する注意事項

1 休館日

日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までです。ただし、管理者が認めた場合は開館します。

2 使用許可の取消し及び制限

次の各号のいずれかに該当するときは、拠点施設の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限します。

- ・公益を害し、又は風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- ・拠点施設の施設又は設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ・許可された使用目的以外に拠点施設を使用したとき。
- ・許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に拠点施設を使用させたとき。
- ・その他拠点施設の管理上支障があると認められたとき。

3 損害の責任

本施設、設備、備品等を損し、又は滅失したら損害を請求します。

4 その他

上記に定めていること以外については、飯南町役場 頓原基幹支所（電話 0854-72-0311）の指示に従ってください。

頓原拠点複合施設(交流センターとんぼら)平面図

